

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：竜王町地域防災計画/ハザードマップ)

当町の地域防災計画によると平成 25 年に風水害が発生し、その後ほぼ毎年 6～9 月頃、台風や豪雨により床下浸水や農地の冠水、河川への被害などが発生している。特に当町は日野川と密接な関係にあり、日野川の氾濫により被害が発生する。さらに祖父川、惣四郎川、善光寺川等の河川は、町域内を貫流して日野川に合流しているため日野川が増水して水位が高くなっている場合には十分に排水されないばかりか、逆流して合流点付近(弓削、西横関等)で常習的に浸水被害が発生している。

また、当町のハザードマップによると、200 年に一度の大雨(1 時間で 131 mm の雨量)の場合半数以上の地区において 0.5m 以上の浸水予想がされている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、鏡地先(鏡山に面する一部)等において土石流やがけ崩れ等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、付近は鏡工業団地となっており、製造業が集積している。

(地震：J-SHIS/竜王町地域防災計画)

地震ハザードステーションの防災地図によると、当町においては大鳥居断層帯(活断層)が縦断しており、震度 6 弱以上の地震が、今後 30 年間で 0.07%、50 年間で 0.12% の確率で発生するとされている。

南海トラフ巨大地震については、今後 30 年以内に 80% 程度の確率で発生するとされており、竜王町も震度 6 弱以上(最大震度 6 強)の揺れが予想され「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

地震災害詳細アセスメント調査によると、竜王町における特性は、次のとおりである。

(内陸型地震)

- ・想定される地震において、最大震度は震度 7 である。
- ・最大の被害を及ぼすと考えられる地震は、町のほぼ全域が震度 6 弱以上となる大鳥居断層帯による地震である。
- ・平野部は他地域より震度が大きくなっている。特に後背湿地の地域が大きく、集落が存在する自然堤防の地域は、若干小さい。

(海溝型地震)

- ・南海トラフ巨大地震は、最大震度 6 強であり、大鳥居断層帯に次いで震度 6 強の範囲が広い。川守、岩井などの日野川沿いでは、南海トラフ巨大地震によって最も揺れが強くなる。

(その他)

町内を流れる日野川をはじめとする河川の周辺では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に平成 29 年 10 月には超大型台風 21 号により、局地的な豪雨となり、新川の堤防が決壊し弓削地先において工場や農地に多大な被害を及ぼした。

特に日野川は天井川であることから洪水の影響を受けやすくなっている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速な蔓延により、当町においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 596事業所
- ・小規模事業者数 432事業所

竜王町の商工業者数（令和6年4月商工会実態調査）

	商工業者数	構成比
建設業	95	15.9%
製造業	72	12.1%
卸売業	22	3.7%
小売業	184	30.9%
飲食・宿泊業	62	10.5%
サービス業	115	19.2%
その他	46	7.8%
合計	596	100.0%
(内小規模事業者数)	432	72.8%

鏡地区に製造業集積している。その他は、広く町内に分散している。

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄、災害時応援協定等の締結

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国・県の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・竜王町が実施する防災訓練への参加および協力
- ・商工会のビジネス総合保険（事業活動包括保険）等の取扱い

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

さらには、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している等課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・町内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性

を周知する。

- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また町内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成29年2月に竜王町商工会危機管理マニュアルを作成。（別添）

3) 関係団体との連携

- ・全国商工会連合会と連携協定を結ぶ「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当会事務局と当町担当課にて連絡調整会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

＜ 2. 発生後の対策＞

- ・自然災害による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。
その上で、下記の手順で町内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

（商工会災害システム等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

2) 応急対策と方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は、以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度に事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	2日に1回共有する
3週間～1ヶ月	1週間に1回共有する （ただし必要が生じた場合は適宜報告する）

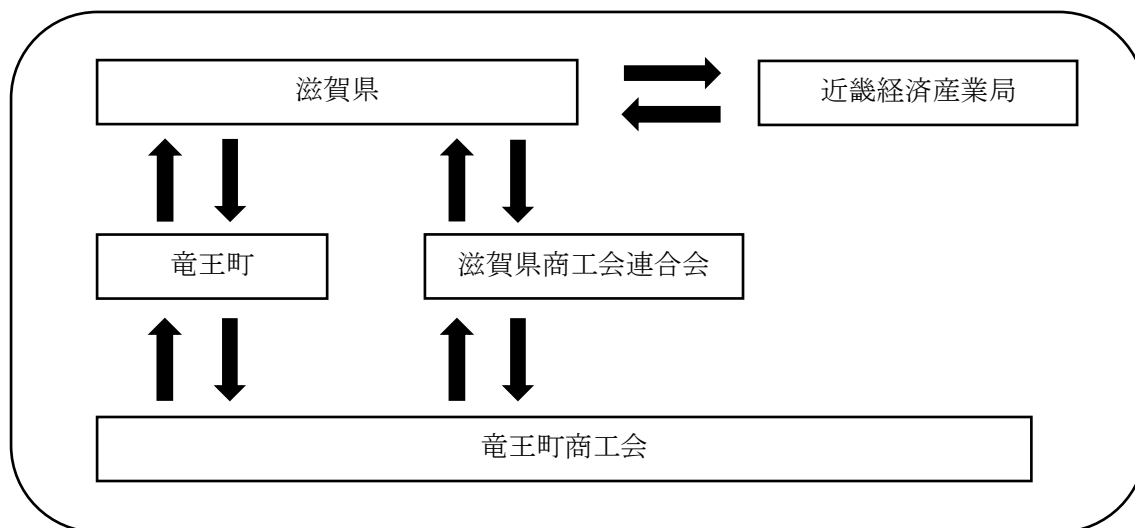
発災後1ヶ月以降

毎月1回共有する
(ただし必要が生じた場合は適宜報告する)

- ・当町で取りまとめた「竜王町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連携体制 >

- ・自然災害等発生時に、町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当会または当町より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を滋賀県の指定する方法にて当会または当町より県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、竜王町と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・町内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や滋賀県、竜王町等の施策）について、町内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 町内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣

等を滋賀県等に報告する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 6 年 1 2 月現在)	
(1) 実施体制 (商工会または商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会または商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
竜王町商工会 事務局責任者 1 名 (法定経営指導員) 経営指導員 1 名 経営支援員 2 名 連 携 連絡調整 竜王町 商工観光課 確 認 連 携 竜王町 生活安全課	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供および助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 金子 春生 (連絡先は後述 (3) ①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供および助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う	
・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所 〒520-2552 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口 20-2 竜王町商工会 TEL : 0748-58-1081 / FAX : 0748-58-1470 E-mail : ryuoh@shigasci.net	
②関係市町 〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口 3 番地 竜王町 商工観光課 TEL : 0748-58-3718 / FAX : 0748-58-3730 E-mail : shokan@town.ryuoh.shiga.jp	
※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	550	550	550	550	550
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ パンフ、チラシ 作成費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、各種手数料、町補助金、県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	